

東京学芸大学大学院教育学研究科再入学に関する内規の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編及び再入学の出願要件等の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
1 東京学芸大学大学院学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「大学院学則」という。）第 27 条の規定に基づく大学院教育学研究科の再入学に関しては、この内規の定めるところによる。 <u>2 再入学を出願できる期間は、退学又は除籍となった日の翌日から起算して 4 年以内とする。</u> <u>3 再入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出るものとする。</u> (1) 再入学願書（本学所定の用紙） (2) 再入学調査書（本学所定の用紙） (3) 健康診断書（本学所定の用紙） (4) 退学前（大学院学則第 33 条第 4 号の規定により除籍となった者にあつては、除籍前。以下同じ。）の成績証明書 <u>4 再入学の出願時期は、次のとおりとする。</u> (1) 入学時期が 4 月の場合 2 月 1 日から 2 月 15 日まで (2) 入学時期が 10 月の場合 8 月 1 日から 8 月 15 日まで <u>5 再入学の願い出があつたときは、選考委員会を設けて、再入学の事由等について審査し、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て学長が再入学の可否を決定するものとする。</u> 選考委員会は、再入学の願い出があつた専攻から選出された教員 2 名によって構成する。 <u>6 再入学を認められた者の入学時期は、4 月又は 10 月とし、退学前に所属した専攻・プログラム（サブプログラム）、学年に再入学するものとする。ただし、教育組織の変更等により退学前に在籍していた組織が存在しない場合は、再入学を志願する者の希望する専攻に出願することができるものとする。</u> <u>7 教育実践専門職高度化専攻（教職大学院）に出願することができる者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に定める普通免許状（一種）を有する者とする。</u> <u>8 再入学後の在学期間は、退学前の在学年数（休学期間を除き、1 年未満の端数は切捨てる。以下同じ。）を合算して 6 年以内とする。</u>	1 東京学芸大学大学院学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「大学院学則」という。）第 27 条の規定に基づく大学院教育学研究科の再入学に関しては、この内規の定めるところによる。 <u>2 再入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出るものとする。</u> (1) 再入学願書（本学所定の用紙） (2) 再入学調査書（本学所定の用紙） (3) 健康診断書（本学所定の用紙） (4) 退学前（大学院学則第 33 条第 4 号の規定により除籍となった者にあつては、除籍前。以下同じ。）の成績証明書 <u>3 再入学の出願時期は、次のとおりとする。</u> (1) 入学時期が 4 月の場合 2 月 1 日から 2 月 15 日まで (2) 入学時期が 10 月の場合 8 月 1 日から 8 月 15 日まで <u>4 再入学の願い出があつたときは、選考委員会を設けて、再入学の事由等について審査し、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て決定するものとする。</u> 選考委員会は、再入学の願い出があつた専攻から選出された教員 2 名によって構成する。 <u>5 再入学を認められた者の入学時期は、4 月又は 10 月とし、退学前に所属した専攻のコース（サブコース）、学年に再入学するものとする。ただし、平成 19 年度以前に入学した者については、別表の専攻のコース（サブコース）及び退学前の学年に再入学するものとする。</u> <u>6 再入学後の在学期間は、退学前の在学年数（休学期間を除き、1 年未満の端数は切捨てる。以下同じ。）を合算して 6 年以内（修士課程短期特別コースにおい</u>

10 再入学を認められた者の修了時における学位の取扱いは、再入学時の東京学芸大学学位規程を適用する。

〔省略〕

附 則

1 この内規は、令和元年7月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第2項の改正規定は、令和2年度の再入学出願手続から適用する。

2 この内規による改正後の第8項の規定における修士課程短期特別コースに係る部分は、平成31年度以降に入学し退学した者の再入学から適用し、平成30年度以前に入学し退学した者の再入学については、なお従前の例による。

ては3年以内」とする。ただし、平成8年度以前に入学した者については、退学前の在学年数を合算して4年以内とする。

7 再入学後の教育課程及び履修基準は、再入学後に所属する専攻の基準を適用するものとする。なお、退学前に履修済みの授業科目を再入学後の教育課程の授業科目に読み替えるに当たっては、当該授業科目を担当する専攻のコース（サブコース）が行い、総合判定は大学院教育学研究科運営委員会が行う。

8 再入学を認められた者の修了時における学位の取扱いは、再入学時の東京学芸大学学位規程を適用する。

〔省略〕

別表

<u>専攻名</u>	<u>コース</u>	<u>サブコース</u>	<u>平成 16 年度～平成 19 年度に入学</u>			<u>平成 10 年度～平成 15 年度に入学</u>	
			<u>専攻名</u>	<u>旧コース</u>	<u>旧サブコース</u>	<u>旧講座</u>	<u>旧分野（コース）</u>
〔省略〕							